

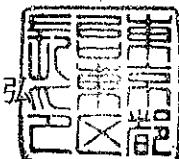
国土交通省
道在第474号
19.5.31



19台都計第20号
平成19年5月8日

国土交通省
道路局長様

台東区長 吉住



中期的な計画の作成にあたっての意見の提出について（回答）

平成19年4月2日付国道企第114号で依頼のありました標記の件について、別紙のとおり回答いたします。

東京都台東区
都市づくり部都市計画課
TEL 5246-1363
FAX 5246-1369

意 見 書

このたび、貴省で作成されることとなりました、「今後の道路整備の姿を示した中期計画」につきまして、今後の道路政策及び道路の整備・管理の視点から、以下、意見を申し述べさせていただきます。

意見の項目は、(1) 無電柱化の推進、(2) 道路のバリアフリー化の推進、(3) 駐車場整備の推進、(4) 公共交通機関の整備への支援、そして、(5) 自転車専用道の整備の推進 の五点です。

(1) 無電柱化の推進

道路上の電柱を地中化し、安全で美しい都市空間を形成することは、もっとも基本的な道路政策の一つと考えます。特に狭隘な歩道上の電柱などは、障害のある方などにとりまして、危険な障害物となっております。そのため、台東区におきましては、無電柱化の推進を長期総合計画に定めております。

しかし、高額な事業費が負担となって、事業の積極的な推進が困難な状況にあります。

国におかれましては、国道等の無電柱化の推進とともに、地方公共団体の負担が少なくなるよう、補助制度等を、ぜひ、充実していただきたいと考えます。

(2) 道路のバリアフリー化の推進

歩道の整備、道路との段差解消の推進、また、先に要望いたしました無電柱化などは、すべての人に安全でやさしいまちづくりを推進するため基本的に実現しなければならないことであり、ぜひ、積極的に推進していただきたいと思います。

しかしながら、道路のバリアフリー化のためにはエレベータやエスカレータなどの設置も必要ですが、多額の費用が必要なため、地方公共団体の取り組みがままならない状況にあります。一層の財政支援をお願いいたします。

そして、実際のバリアフリー化、すなわち、障害を持たれた方などが真の意味で自由に活動するためには、ハード面の整備のみでは十分とは言えず、道路上の違法な駐輪、看板等の不法占用などが大きな障害となっており、その対策が重要となります。監視員の配置や強制撤去など、ソフト面での対応を継続していくかないと効果が上がりません。また、継続をしていくことによって、モラルの向上も期待できます。

これらを行うには相当の経費が必要であり、国におかれましては、ハード面でのバリアフリー化とともに、マンパワーによる道路の適正な管理に対する財政的支援を要望いたします。

(3) 駐車場の整備の推進

駐車場が不足すると、路上駐車が蔓延して道路の機能が損なわれ、大気汚染や騒音など、環境の悪化のみならず防災機能の低下をも招くこととなります。また、上野・浅草という観光地を有する台東区では、誘客の促進のためにも、駐車場の整備を重要な課題としております。国のご支援をいただき、平成12年度に浅草雷門前の並木通り地下に駐車場を整備し、現在は、上野広小路、中央通りの地下に駐車場の整備を進めております。しかしながら、今後も駐車場の整備が課題であります。たとえば、浅草地域の総合的活性化のため、駐車場の不足が指摘されているところでもあります。

そこで、国におかれましては、道路を有効に活かしていくためにも、地方公共団体の駐車場整備に対する補助制度の一層の充実を要望いたします。

(4) 公共交通機関の整備への支援

本区では、いわゆるコミュニティバスとして、「めぐりん」という名称のミニバス路線を、区内に順次整備してきております。現在、年間120万人の利用があり、特にお年寄りの方々の日常の足として、また、観光客の観光スポット巡りに、ご好評をいただいております。道路網をすべての地域住民のために有効に活かしていくためには、自転車と自動車の中間に位置するような、低料金で小回りのきく公共交通を整えていくことも大切な課題だと思います。首都圏の環状道路の整備が進めば、通過交通は減少し、公共交通がより円滑に運用できるようになると思います。

折りしも、首都圏内は、各地で大規模な都市再開発が進行しており、公共交通の重要性は一層高まっていくものと考えられます。わたくしどもの台東区におきましても、新東京タワーの建設計画が、隣の墨田区の業平橋・押上地区で進行中であり、23年度の竣工ということで、台東区・墨田区両区で協力連携を検討しているところですが、その中の大きなテーマに、浅草地域と業平橋・押上地区との交通アクセスの改善があります。バスやLRTによる連結、あるいは隅田川の舟運など検討の俎上に上っておりますが、いずれにしましても、道路等による交通を活かして、それを補完し、魅力のある交通網を来街者に提供いたしたいと考えております。

地方公共団体等が整備する新たな公共交通機関に対しての、国の積極的な財政支援を要望いたします。

(5) 自転車専用道の整備の推進

都市内の日常交通の円滑化のため、また、大気汚染の改善や騒音の低減などのため、自転車の利用の促進は大切なことです。しかし、実情としましては、自転車は、車道においては自動車交通の隙間をぬって走っており、あるいは、歩道を走って歩行者との接触事故を起こしたりするなど、必ずしも安全で利用しやすいとは言い難い状況にあります。

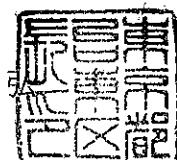
本区でも、自転車駐車場の整備などに力を入れておりますが、今後、さらに自転車利用を促進するには、自転車専用道を整備し、安全性や快適性を確保することが必要であると考えます。当面、幅員の広い国道等を中心に、自転車専用道を整備していかれることを要望いたします。その整備により、自転車専用道の効果が検証されれば、自動車利用の適正化にもつながるのではないかでしょうか。

以上、五点につきまして、意見を述べさせていただきましたが、あらためまして、道路は、インフラストラクチャーの原点であり、基本であると思います。道路はそれを設置した時点から、いかに管理し活かしていくかが問われるものであり、良好な管理を継続していくためには、相応の財政的支出が不可欠であります。現時点においては、道路管理は車両交通という基本的な事項に焦点が当てられているように感じられます。しかし、地域住民にとって、地方公共団体にとって、道路という存在は、多重的な意義をもって活用していくべきものです。たとえばウォーキング、ジョギングなど、道路を生かしての健康づくりもありますし、街路樹、植樹帯などは、都市緑化推進のための重要な要素です。さらに、台東区は江戸文化の風情を今に伝える下町ですが、道路の景観を整えることで、地域の文化を守り、次代に継承していきたいとも考えております。

使い方と投資によって、道路はもっともっと活きてくるのではないでしょうか。ぜひ、国におかれましては、これから作成されます中期計画に、道路における車両交通の円滑化に併せまして、地方公共団体が行う、道路を活かすためのさまざまな取り組みに対しての積極的な支援を計画化されますことを、強く要望いたします。

平成19年5月8日

台東区長 吉住



国土交通省 道路局長 殿